

「健康増進法施行令の一部を改正する政令（案）」等に対する意見の提出について

千葉市では、国が実施した「健康増進法施行令の一部を改正する政令（案）」等に関する意見の募集に対し、本市の考えをまとめ、意見として提出しましたので、お知らせします。

1 意見の主な内容

- (1) 喫煙専用室等におけるたばこの煙の流出防止にかかる技術的基準について、フロア分煙も可能としているが、フロア分煙で受動喫煙を防止できるとの根拠に欠けるのではないか。
- (2) 喫煙専用室等におけるたばこの煙の流出防止にかかる技術的基準について、既存の建築物等で管理権原者の責めに帰することができない事由によって当該基準を満たせない場合に、当該基準について一定の経過措置を設けるとしている。しかし、当該基準を経過措置により適用しないことは、望まない受動喫煙を生じさせることとなり、法の趣旨に反するのではないか。
- (3) 第一種施設（学校、病院、児童福祉施設、行政機関等）に設置が可能な特定屋外喫煙場所で必要となる措置について、施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置することとしているが、どのような場所が通常立ち入らない場所といえるか抽象的であり、基準として具体性を欠く。
- (4) 喫煙目的施設の「喫煙を主目的とするバー、スナック等」の要件について、たばこの対面販売（出張販売を含む。）及び飲食店営業（「通常主食と認められる食事」を主として提供するものを除く。）を行うものとしているが、具体的にどのような店舗が該当するか不明確であり、喫煙を主目的とする施設の要件として十分か疑問がある。
- (5) 第一種施設に対する規制を開始する改正健康増進法の施行日を2019年7月1日としているが、各施設で十分な準備ができるよう、国の責任において、遺漏なく周知徹底されたい。

2 意見の提出日

平成31年1月18日（金）

3 添付資料

- (1) 「健康増進法施行令の一部を改正する政令（案）」等に関する御意見の募集について
- (2) 健康増進法施行令の一部を改正する政令案等について（概要）